

資料

No. 2

継続検討とされている論点

継続検討とされている論点について

① 基本手当の水準(給付率、給付日数)について

- 平成23年度改正において、賃金日額の下限等を引き上げた効果をどのように評価するか。

② マルチジョブホルダーについて

- 過去の改正において、雇用保険の適用範囲が拡大してきたことをどのように評価するか。

③ 高年齢雇用継続給付について

- 平成19年の雇用保険部会報告において、「原則として平成24年度までの措置とし、激変を避ける観点から、その後段階的に廃止すべき」とされている点についてどう考えるか。
- 60歳代前半の雇用の状況をどのように評価するか。

④ 65歳以上への対処について

- 65歳以降の企業における働き方や、「社会保障と税の一体改革」等の議論の状況をどのように考えるか。

⑤ 教育訓練給付について

- 教育訓練給付について、効果的な実施が図られているのか。

基本手当の水準について

失業給付(基本手当)の概要

- 一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には(倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合)、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給(*)される。

*) 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者や自己都合離職者(正当な理由による自己都合離職者を除く。)については、3か月間の給付制限がある。

- 支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、①定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日(一般の離職者)、②倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては90日～330日、③有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者(特定理由離職者)に対しては原則90日～150日であるが、平成24年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90日～330日となっている。

給付日数(原則)

(イ)倒産、解雇等による離職者((ハ)を除く)

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ)自己都合離職者((ハ)を除く)

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則(ロ)の給付日数だが、平成24年3月31日までは、暫定的に(イ)の給付日数となる。

(ハ)就職困難な者(障害者等)

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

受給資格決定件数の推移

(単位: 件、%)

	受給資格決定件数			①特定受給資格者	②特定理由離職者	③一般離職者(①・②以外)
	(前年比)					
平成18年度	1,987,274	(△ 4.8)		433,726		1,553,548
平成19年度	1,895,008	(△ 4.6)		449,687	-	1,445,321
平成20年度	2,200,007	(16.1)		812,172	-	1,387,835
平成21年度	2,265,042	(3.0)		872,243	141,010	1,251,789
平成22年度	1,902,110	(△ 16.0)		554,388	107,911	1,239,811
平成21年 8 月	160,670	(15.4)		57,617	10,169	92,884
9 月	159,768	(4.0)		52,898	8,629	98,241
10月	196,822	(8.4)		72,412	13,455	110,955
11月	141,770	(4.9)		48,669	8,352	84,749
12月	123,347	(△ 12.1)		45,357	6,617	71,373
平成22年 1 月	170,625	(△ 29.4)		61,827	9,830	98,968
2 月	137,167	(△ 39.5)		43,971	7,239	85,957
3 月	157,621	(△ 34.8)		52,678	7,710	97,233
4 月	285,304	(△ 23.1)		87,440	23,241	174,623
5 月	184,513	(△ 26.0)		52,639	12,237	119,637
6 月	161,363	(△ 19.6)		50,698	8,439	102,226
7 月	154,761	(△ 21.3)		48,760	8,972	97,029
8 月	145,993	(△ 9.1)		40,220	7,146	98,627
9 月	147,208	(△ 7.9)		39,215	6,123	101,870
10月	163,697	(△ 16.8)		45,594	9,781	108,322
11月	135,333	(△ 4.5)		37,482	6,810	91,041
12月	108,426	(△ 12.1)		33,476	5,184	69,766
平成23年 1 月	147,397	(△ 13.6)		42,609	7,558	97,230
2 月	126,376	(△ 7.9)		33,601	6,014	86,761
3 月	141,739	(△ 10.1)		42,654	6,406	92,679
4 月	308,932	(8.3)		113,960	19,624	175,348
5 月	217,740	(18.0)		69,786	13,977	133,977
6 月	162,816	(0.9)		46,716	9,269	106,831
7 月	143,785	(△ 7.1)		39,870	8,423	95,492
8 月	149,036	(2.1)		36,822	7,684	104,530

雇用保険課調べ

受給者実人員の推移

(単位:人、%)

	受給者実人員	
		(前年比)
平成18年度	583,255	(△ 7.1)
平成19年度	566,666	(△ 2.8)
平成20年度	606,686	(7.1)
平成21年度	854,617	(40.9)
平成22年度	653,553	(△ 23.5)
平成21年8月	962,206	(60.0)
9月	910,243	(50.2)
10月	855,192	(43.2)
11月	796,733	(43.1)
12月	765,576	(30.7)
平成22年1月	731,021	(18.1)
2月	702,990	(1.4)
3月	695,676	(△ 12.3)
4月	678,411	(△ 23.1)
5月	669,784	(△ 28.7)
6月	724,954	(△ 28.4)
7月	720,658	(△ 28.0)
8月	729,284	(△ 24.2)
9月	693,820	(△ 23.8)
10月	650,671	(△ 23.9)
11月	637,050	(△ 20.0)
12月	607,354	(△ 20.7)
平成23年1月	588,993	(△ 19.4)
2月	569,478	(△ 19.0)
3月	572,173	(△ 17.8)
4月	590,239	(△ 13.0)
5月	657,119	(△ 1.9)
6月	707,529	(△ 2.4)
7月	692,118	(△ 4.0)
8月	720,337	(△ 1.2)

(注)各年度の受給者実人員の数値は年度間月平均値である。
雇用保険課調べ

基本手当日額

①基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,910円	6,455円
30歳以上45歳未満	14,340円	7,170円
45歳以上60歳未満	15,780円	7,890円
60歳以上65歳未満	15,060円	6,777円

②基本手当の給付率

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,330円～4,650円	80%	1,864円～3,720円
4,650円～11,770円	80～50%	3,720円～5,885円
11,770円～15,780円	50%	5,885円～7,890円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,330円～4,650円	80%	1,864円～3,720円
4,650円～10,600円	80～45%	3,720円～4,770円
10,600円～15,060円	45%	4,770円～6,777円

日雇労働求職者給付金について

- 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前2月において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。（認定日ごとに現金で支給。）

等級	給付金日額	賃金日額区分	印紙保険料額(労使折半)
第1級	7,500円	11,300円以上	176円
第2級	6,200円	82,00円以上 11,300円未満	146円
第3級	4,100円	8,200円未満	96円

- 日雇労働被保険者の要件は以下のとおり。
日雇労働者であって次のいずれかに該当する者
- ① 適用区域内に居住し、適用事業に雇用される者
 - ② 適用区域外に居住し、適用区域内の適用事業に雇用される者
 - ③ 適用区域外に居住し、適用区域外の適用事業で、日雇労働市場の状況その他の事情に基づき厚生労働大臣が指定した者に雇用される者

※1 なお、直近2月の各月に、同一事業主に18日以上雇用された場合又は同一の事業主に継続して31日以上雇用された場合は、原則、一般被保険者となる。

※2 受給資格決定月における最大支給日数は、前2月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13日（印紙26から31枚）～17日（印紙44枚以上）。

日雇労働者求職者給付金の支給状況

(単位:人、千円)

	被保険者数	受給者実人員			支給金額				
		1 級	2 級	3 級		1 級	2 級	3 級	
平成18年度	26, 244	15, 103	12, 251	1, 780	1, 115	13, 046, 361	11, 148, 488	1, 304, 494	592, 356
平成19年度	24, 638	14, 259	11, 535	1, 746	1, 022	12, 457, 157	10, 620, 582	1, 283, 971	551, 052
平成20年度	24, 556	13, 566	10, 910	1, 772	938	11, 931, 552	10, 115, 073	1, 299, 545	516, 637
平成21年度	24, 045	12, 001	9, 352	1, 803	896	10, 545, 458	8, 769, 279	1, 281, 379	494, 009
平成22年度	21, 638	11, 203	8, 611	1, 793	839	9, 201, 508	7, 559, 068	1, 176, 370	465, 215
平成22年 4 月	23, 154	11, 302	8, 710	1, 786	831	787, 822	643, 935	105, 691	38, 196
5 月	22, 884	11, 318	8, 803	1, 749	825	864, 467	720, 804	104, 910	38, 753
6 月	22, 897	10, 745	8, 299	1, 682	833	741, 110	610, 088	92, 343	38, 679
7 月	22, 212	10, 736	8, 197	1, 698	854	723, 601	594, 638	90, 464	38, 499
8 月	21, 000	11, 080	8, 448	1, 810	858	760, 940	621, 631	99, 293	40, 016
9 月	21, 466	10, 985	8, 402	1, 768	850	742, 700	605, 348	97, 123	40, 229
10月	21, 294	11, 085	8, 523	1, 739	846	709, 003	580, 898	90, 812	37, 294
11月	21, 145	11, 102	8, 571	1, 772	820	719, 281	586, 561	94, 631	38, 089
12月	21, 030	11, 065	8, 509	1, 721	860	611, 572	498, 286	79, 273	34, 013
平成23年 1 月	20, 936	12, 750	9, 746	2, 235	851	1, 085, 476	899, 273	138, 763	47, 441
2 月	20, 875	11, 095	8, 557	1, 744	822	658, 182	538, 718	85, 783	33, 681
3 月	20, 767	11, 168	8, 571	1, 811	814	756, 561	618, 098	97, 657	40, 807
4 月	20, 791	11, 073	8, 602	1, 712	778	686, 061	565, 762	87, 594	32, 706
5 月	20, 701	11, 455	8, 917	1, 826	782	943, 308	788, 325	115, 233	39, 750
6 月	19, 955	10, 974	8, 449	1, 759	789	714, 252	588, 488	89, 044	36, 720
7 月	19, 688	10, 822	8, 344	1, 691	812	685, 596	567, 090	83, 570	34, 936

雇用保険課調べ

(注1)年度計は決算値であり、各月分は業務統計値であるため、各月の累計は年度計に必ずしも一致しない。

(注2)被保険者数は、日雇労働被保険者手帳交付数により推計したものである。

短期雇用特例求職者給付金の支給状況

<概要>

季節的に雇用される者(短期雇用特例被保険者)が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、基本手当日額の30日分(※)の特例一時金が支給される。

※ 当分の間は「40日分」

	受給者数	支給金額	
		(前年度比)	(前年度比)
平成18年度	220,509	(△ 6.3)	(△ 6.5)
平成19年度	199,512	(△ 9.5)	(△ 23.3)
平成20年度	181,924	(△ 8.8)	(△ 15.5)
平成21年度	159,986	(△ 12.1)	(△ 13.9)
平成22年度	158,975	(△ 0.6)	(△ 2.0)
平成21年8月	4,084	(△ 10.1)	(△ 14.1)
9月	1,906	(△ 22.3)	(△ 28.3)
10月	956	(△ 34.2)	(△ 38.8)
11月	3,167	(△ 6.4)	(△ 8.7)
12月	18,609	(△ 14.4)	(△ 15.8)
平成22年1月	52,034	(△ 16.8)	(△ 18.7)
2月	26,921	(△ 10.2)	(△ 11.4)
3月	13,961	(3.5)	(1.9)
4月	23,420	(28.3)	(28.0)
5月	8,437	(△ 10.6)	(△ 12.3)
6月	5,584	(△ 7.8)	(△ 10.1)
7月	4,327	(△ 6.1)	(△ 8.7)
8月	3,951	(△ 3.3)	(△ 5.5)
9月	1,600	(△ 16.1)	(△ 19.0)
10月	885	(△ 7.4)	(△ 7.3)
11月	3,456	(9.1)	(6.9)
12月	18,129	(△ 2.6)	(△ 4.5)
平成23年1月	49,823	(△ 4.2)	(△ 6.1)
2月	25,475	(△ 5.4)	(△ 6.5)
3月	13,888	(△ 0.5)	(△ 1.8)
4月	18,110	(△ 22.7)	(△ 24.9)
5月	8,470	(0.4)	(△ 2.3)
6月	4,523	(△ 19.0)	(△ 19.8)
7月	4,083	(△ 5.6)	(△ 7.3)
8月	4,176	(5.7)	(2.9)

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

雇用保険課調べ

マルチジョブホルダー関係資料

マルチジョブホルダーの現状

1. 雇用保険の適用に関する現行の取扱い

○ 同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち、当該労働者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける1の雇用関係についてのみ、被保険者となる。

(※ 被保険者資格に係る当該1の雇用関係については、週所定労働時間が20時間以上などの適用要件を満たすことが必要。)

(※ 1の雇用関係が解除されたとしても、他の雇用関係が被保険者となりえる形で維持されていれば、雇用保険制度の保険事故である「失業状態」には当たらない場合もあり、その際は、給付は行われない。)

2. マルチジョブホルダーの実態

○ 本業も副業も雇用者である労働者数の推移

	1987年	1992年	1997年	2002年	2007年
本業も副業も雇用者である労働者(千人)	550	757	892	815	1,029
雇用者全体に占める割合(%)	1.2	1.4	1.6	1.5	1.8

○ 本業も副業も雇用者である労働者の内訳

	総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	派遣社員	契約社員
本業も副業も雇用者である労働者(人)	1,029,200	190,200	261,400	241,500	173,300	39,300	55,600
構成比(%)	100	18.5	25.4	23.5	16.8	3.8	5.4

出典:総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

非正規労働者に対する適用範囲の拡大(平成22年雇用保険法改正)

改正の背景

- 平成21年雇用保険法改正に併せ、短時間労働者の適用基準を「1年以上雇用見込み」から「6か月以上雇用見込み」に緩和(業務取扱要領を改正)
- 現在、「6か月以上雇用見込み」要件のために適用が受けられない者がいるが、非正規労働者に対する雇用のセーフティネット機能の強化を図るため、更なる緩和が必要

改正の内容

- 短時間労働者についての適用基準である「6か月以上雇用見込み」を「31日以上雇用見込み」に緩和する。

<改正前>

「週所定労働時間20時間以上」
「6か月以上雇用見込み」(業務取扱要領に規定)

<改正後>

「週所定労働時間20時間以上」
「31日以上雇用見込み」(雇用保険法に規定)

<改正後>

主たる雇用関係
における
週所定労働時間

20時間以上

YES

一般被保険者

31日以上
の雇用
が見込まれるか

NO

日雇労働
被保険者

20時間未満

適用除外

- このほか、現行の業務取扱要領において適用除外としている「週所定労働時間20時間未満の者」、「昼間学生アルバイト」等についても、法律に規定。

マルチジョブホルダーに関する過去の主な意見

◎ 第64回雇用保険部会(平成22年9月30日)

- マルチジョブホルダーの対応は技術的に難しいと思うが、一番保護されるべき方たちであり、その点を念頭に置いてマルチジョブホルダー対応をしなければならないのではないかな。

◎ 第48回雇用保険部会(平成21年9月28日)

- マルチジョブホルダーの中で、どのぐらいが主たる生計者なのか。その収入がどのぐらいなのか。雇用保険への加入者はどのぐらいなのか。
- 今日の雇用情勢・経済情勢の中では、マルチジョブホルダーの数は更に増えているのではないかな。
また、そのような方々に対して、雇用保険でどこまでカバーするのか、あるいは他の制度で見なければならぬのか、そのあたりの議論も深めていくべきではないかな。
- 就業構造基本調査のデータからだけでは、実態が必ずしも十分に把握できないのではないかな。実態をよく調べた上でないと、適用範囲に関する議論ができないのではないかな。
- 例えば、複数の雇用契約を結んでいる労働者の保険料をどのように設定していくのか、保険料の徴収をどのように行っていくのか。このような実務上の課題がいくつもあり、そのあたりの精査が必要になってくるのではないかな。

高齡者関係資料

雇用保険における高齢者の取扱いについて

経緯

- 昭和59年の雇用保険法改正により高年齢求職者給付金制度が創設される以前は、雇用保険制度に高齢者による別段の取扱はなく、一律に被保険者としての取扱がされていた。
- 高年齢求職者給付金制度の創設（昭和59年 雇用保険法改正）
人口の高齢化による高年齢労働者の増加傾向が今後も予想される中で、65歳以上の高齢者については、労働生活から引退する者が大半であり、就業を希望する場合でも短時間就労や任意就業等の形態の就業を希望する者が半数以上を占め、特に、65歳以降新たにフルタイムの普通勤務に就き、その後、離職して再びフルタイムの雇用に就くための求職活動を行う例は極めて少ないという実態に即した制度設計とするため、高年齢求職者給付金制度が創設された。
また、高年齢求職者給付金制度の創設と併せて、65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされた。
- 高年齢雇用継続給付制度の創設（平成6年 雇用保険法改正）
「雇用の継続が困難となる状態」を「失業」に準じた職業生活上の事故ととらえ、高年齢雇用継続給付制度が創設された。

現行の適用について

- 65歳に達した日以後に雇用される者については、法の適用除外とされているところ。（雇用保険法第6条第1号）
- 被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている者は高年齢継続被保険者とされているところ。（法第37条の2）
- 64歳以上の高年齢労働者については、保険料の納付及び負担を免除することとされているところ（徴収法）。

現行の給付について

- 一般被保険者のうち、60歳以上65歳未満の者における基本手当の給付日数は、被保険者であった期間に応じ、90日～240日となっている。
- 受給資格を満たす高年齢継続被保険者については、高年齢求職者給付金が支給されることとされている。（法第37条の3）
 - ・ 受給資格：離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して6ヶ月以上あること。
 - ・ 給付額：被保険者であった期間が（1年以上：50日分、1年未満：30日分）
- 60歳時点に比べて賃金額が25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者期間が5年以上である60歳以上65歳未満の被保険者）については、高年齢雇用継続給付が支給されることとされている。
 - ・ 給付額：60歳以後の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%～75%にあたる場合は逡減した率）
 - ・ 支給期間：65歳に達するまでの期間

高年齢求職者給付金の支給状況

(単位:人、%、千円)

	受給者数		支給金額	
		(前年比)		(前年比)
平成18年度	109,877	(1.6)	23,870,545	(1.0)
平成19年度	114,024	(3.8)	24,799,937	(3.9)
平成20年度	134,569	(18.0)	29,085,114	(17.3)
平成21年度	163,892	(21.8)	34,937,954	(20.1)
平成22年度	147,771	(△ 9.8)	30,969,346	(△ 11.4)
平成21年8月	10,162	(32.4)	2,184,273	(30.7)
9月	9,914	(26.6)	2,069,356	(23.7)
10月	12,233	(23.8)	2,574,897	(21.2)
11月	10,091	(37.0)	2,086,385	(34.6)
12月	7,713	(8.3)	1,583,595	(6.9)
平成22年1月	10,396	(△ 9.3)	2,212,711	(△ 10.5)
2月	11,133	(△ 13.3)	2,320,931	(△ 15.3)
3月	10,090	(△ 20.1)	2,058,849	(△ 22.2)
4月	27,566	(△ 5.0)	6,008,200	(△ 5.6)
5月	21,336	(△ 14.1)	4,559,355	(△ 15.7)
6月	12,836	(△ 13.2)	2,695,042	(△ 14.5)
7月	11,619	(△ 14.1)	2,459,403	(△ 15.7)
8月	9,297	(△ 8.5)	1,954,016	(△ 10.5)
9月	9,087	(△ 8.3)	1,855,051	(△ 10.4)
10月	11,017	(△ 9.9)	2,275,112	(△ 11.6)
11月	9,888	(△ 2.0)	2,008,908	(△ 3.7)
12月	7,109	(△ 7.8)	1,428,684	(△ 9.8)
平成23年1月	9,474	(△ 8.9)	1,965,828	(△ 11.2)
2月	10,017	(△ 10.0)	2,043,250	(△ 12.0)
3月	8,525	(△ 15.5)	1,716,497	(△ 16.6)
4月	22,559	(△ 18.2)	4,801,243	(△ 20.1)
5月	23,790	(11.5)	4,943,733	(8.4)
6月	12,657	(△ 1.4)	2,605,337	(△ 3.3)
7月	11,581	(△ 0.3)	2,407,692	(△ 2.1)
8月	10,081	(8.4)	2,081,186	(6.5)

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

雇用保険課調べ

(注2) 支給金額は業務統計値である。

高年齢雇用継続給付の支給状況

(単位:人、千円、%)

	初回受給者数		支給金額	
		(前年比)		(前年比)
平成18年度	125,382	(20.7)	110,503,006	(△ 12.0)
平成19年度	179,400	(43.1)	112,548,921	(1.9)
平成20年度	199,806	(11.4)	124,820,924	(10.9)
平成21年度	222,292	(11.3)	142,429,168	(14.1)
平成22年度	199,369	(△ 10.3)	154,719,011	(8.6)
平成21年8月	15,752	(21.1)	11,607,437	(17.0)
9月	15,062	(13.0)	12,185,019	(15.1)
10月	14,115	(6.7)	11,665,315	(12.7)
11月	16,862	(9.4)	12,224,628	(14.2)
12月	17,036	(12.0)	11,780,395	(12.9)
平成22年1月	14,611	(0.4)	12,266,601	(10.0)
2月	14,255	(△ 4.7)	11,814,190	(10.9)
3月	17,446	(△ 8.0)	12,719,943	(10.4)
4月	15,302	(△ 12.3)	11,921,485	(10.7)
5月	21,969	(△ 8.5)	12,407,938	(8.4)
6月	27,753	(△ 6.9)	12,498,387	(8.4)
7月	22,221	(△ 14.1)	13,393,846	(7.8)
8月	13,673	(△ 13.2)	12,624,413	(8.8)
9月	13,500	(△ 10.4)	13,328,553	(9.4)
10月	12,481	(△ 11.6)	12,372,778	(6.1)
11月	15,198	(△ 9.9)	13,397,556	(9.6)
12月	14,867	(△ 12.7)	12,612,604	(7.1)
平成23年1月	13,136	(△ 10.1)	13,477,160	(9.9)
2月	13,012	(△ 8.7)	12,769,133	(8.1)
3月	16,257	(△ 6.8)	13,915,157	(9.4)
4月	14,339	(△ 6.3)	12,904,534	(8.2)
5月	22,938	(4.4)	13,995,384	(12.8)
6月	27,868	(0.4)	13,473,704	(7.8)
7月	21,782	(△ 2.0)	14,788,322	(10.4)
8月	13,692	(0.1)	13,743,037	(8.9)

(注1) 各年度の数値は、年度合計値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

雇用保険課調べ

高年齢雇用継続給付の支給状況等

	受給者実人員 (A)	支給額(千円) (B)	一月の一人当たり 平均給付額 (B/A)
平成20年度	5,039,744	124,820,924	24,767円
平成21年度	5,778,569	142,429,168	24,648円
平成22年度	6,326,856	154,719,011	24,454円

	最高額	最低額
一月の一人当たり 最高額及び最低額 (※)	41,339円	1,865円

(※)平成23年8月1日以降の支給最高額及び最低額

雇用保険課調べ

55歳～59歳層と60～64歳層の賃金比較

年齢	平成20年	平成21年	平成22年
55～59歳(A)	347.0千円	342.4千円	346.5千円
60～64歳(B)	264.9千円	266.4千円	262.5千円
B/A	76.3%	77.8%	75.8%

資料出所:賃金構造基本統計調査

高年齢雇用継続給付支給分布

平成22年度

支給金額区分	受給者実人員	割合
	6,326,856	100%
1,601円～ 4,999円(※)	218,916	3%
5,000～ 9,999円	370,867	6%
10,000～ 14,999円	542,153	9%
15,000～ 19,999円	837,505	13%
20,000～ 24,999円	1,080,442	17%
25,000～ 29,999円	1,177,575	19%
30,000～ 34,999円	1,180,029	19%
35,000～ 39,999円	844,790	13%
40,000～ 40,873円(※)	74,579	1%

(※) 平成22年7月以前
平成22年8月以降

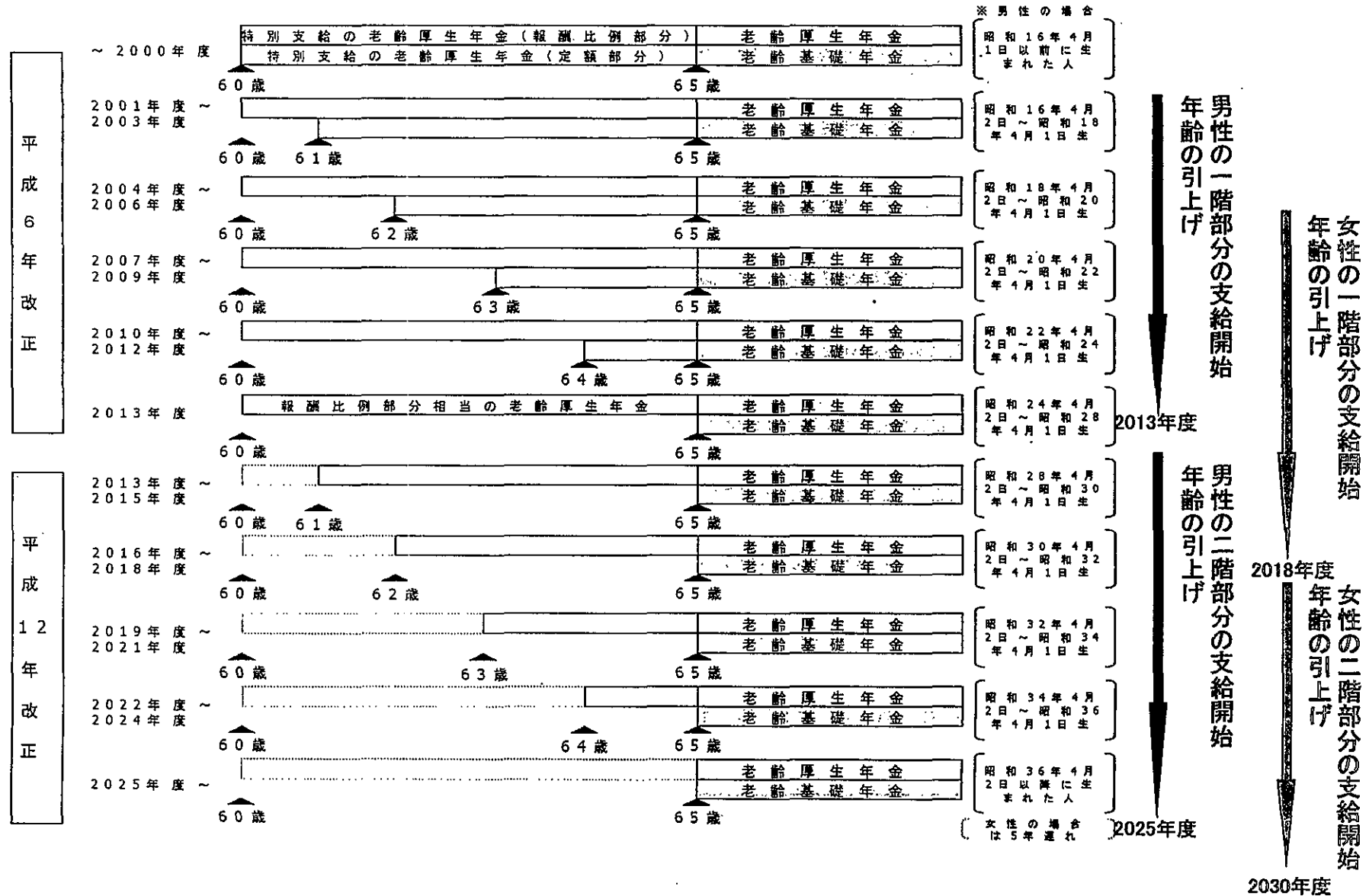
最低額1,641円
最低額1,601円

最高額40,873円
最高額39,912円

雇用保険課調べ

現行の年金支給開始年齢引上げのスケジュール

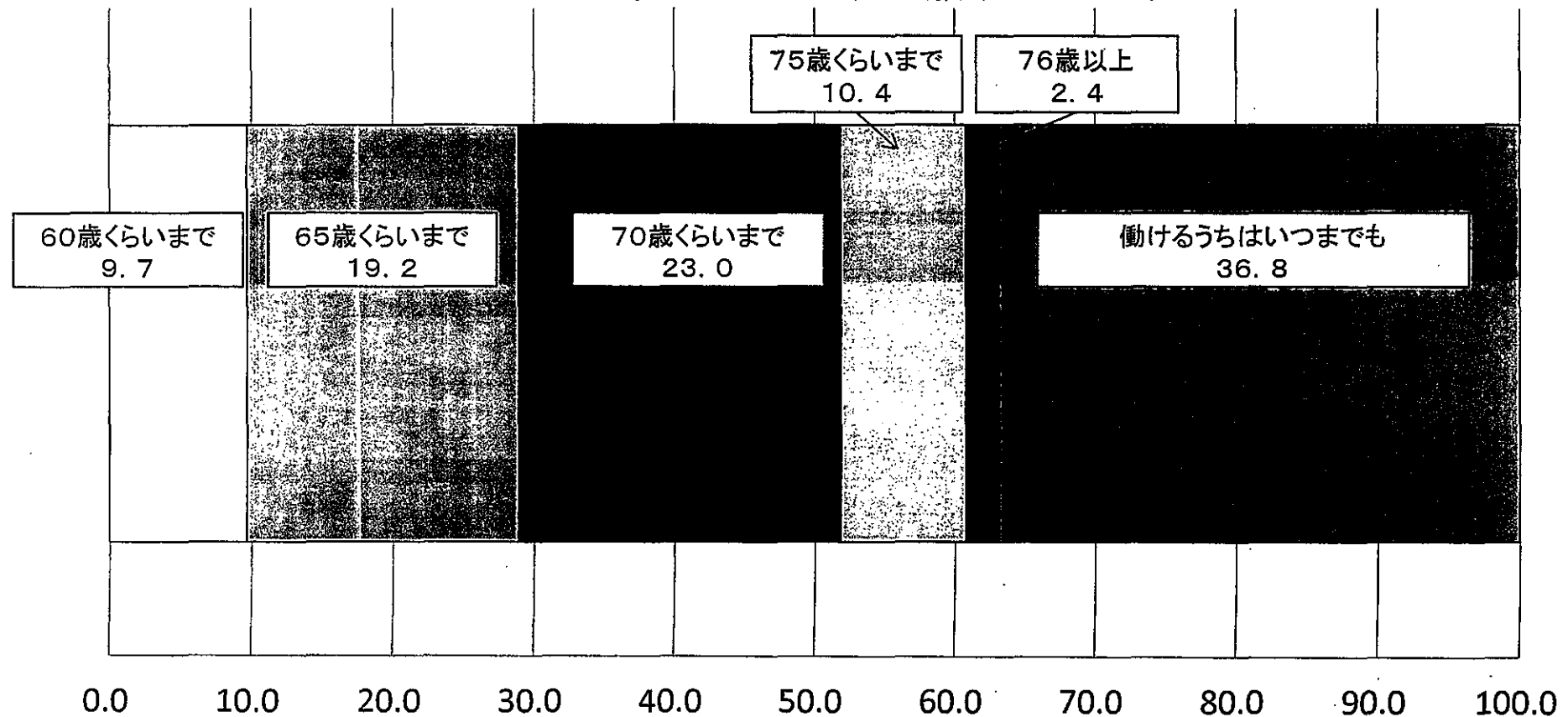
○ 現在、2025年まで(女性は2030年まで)にかけて、65歳への引上げの途上にある。



高齢者の就業意欲

- 日本の高齢者は、就業意欲が高く、働けるうちはいつまでも働きたいという者、70歳以上まで働きたいという者が、それぞれ3割以上いる。

いつまで働きたいか(60歳以上の人)



資料出所: 内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」(2008)
(注) 60歳以上の男女を対象とした調査(n=3,293)

就業率の国際比較

(%)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	スウェーデン	韓国
就業率 (2009)	男女計	55－59歳	74.1	68.3	70.6	70.2	58.4	50.7	80.3	65.6
		60－64歳	56.9	51.5	44.9	38.6	17.0	20.3	60.6	53.8
		65歳以上	19.5	16.1	7.6	4.0	1.4	3.1	12.5	29.7
	男	55－59歳	88.0	72.4	76.2	77.2	61.4	63.5	82.5	80.4
		60－64歳	71.4	56.6	56.2	46.9	19.0	29.2	64.8	67.0
		65歳以上	28.4	20.5	10.1	5.8	2.0	5.7	16.2	40.9
	女	55－59歳	60.6	64.4	65.1	63.2	55.7	38.5	78.1	51.0
		60－64歳	42.9	46.8	34.1	30.4	15.2	11.9	56.5	41.3
		65歳以上	12.9	12.8	5.5	2.7	0.9	1.2	8.9	22.1

資料出所) : 就業率: 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較(2010)」

年金部会の進め方について(イメージ)

※第1回社会保障審議会年金部会提出資料
(平成23年8月26日)

- 社会保障・税一体改革成案に盛り込まれた年金分野の改革項目(最低保障機能の強化、第3号被保険者制度の見直し、マクロ経済スライド、支給開始年齢の引き上げ等)の実現に向けた検討を進める。
 - 年金分野の改革項目のうち、
 - (1)新しい年金制度の創設については、国民的な合意に向けた議論や環境整備の状況を踏まえつつ、民主党における検討状況を踏まえて、検討を進める。
 - (2)非正規労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大については、年金・医療・雇用等の幅広い分野に関係することから、社会保障審議会に特別部会を設けて分野横断的に検討を進め、その状況を年金部会に報告する。
 - (3)被用者年金の一元化については、厚生年金(厚生労働省が所管)と共済年金(財務省・総務省・文部科学省が所管)との間の調整が必要なため、関係省庁間において検討を進め、その状況を年金部会に報告する。
 - 社会保障・税一体改革成案において、税制抜本改革とともに、平成24年(2012年)以降速やかに法案を提出し、順次実施することとされていることから、9月以降、月2回程度のペースで開催し、各項目について順次議論を進める。現行制度の改善を図るため、社会保障・税一体改革成案に掲げられた項目以外の項目も、必要に応じて検討する。平成24年の国会への法案提出に向け、年内のとりまとめを目指す。
- ※税制抜本改革については、社会保障・税一体改革成案において、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従い、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている。
- なお、年金積立金の運用の在り方及び年金財政における経済前提の在り方についての専門的な検討を行うため、本年金部会の下に、秋以降、専門委員会を設けることとする。

年金部会の議題

※第1回社会保障審議会年金部会提出資料
(平成23年8月26日)

第1回(8月26日)

社会保障・税一体改革成案について
基礎年金国庫負担について
今後の進め方について

9月

～

10月

以下の項目について、一当たりの議論を進める

- ・最低保障機能の強化(低所得への加算・障害基礎年金への加算、
受給資格期間の短縮)
- ・高所得者の年金給付の見直し
- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・在職老齢年金の見直し
- ・産休期間中の保険料負担免除
- ・マクロ経済スライド
- ・支給開始年齢引き上げ
- ・標準報酬上限の引き上げ
- ・その他の改善検討事項

11月以降 ～

2巡目の議論などとりまとめに向けた議論

教育訓練給付関係資料

教育訓練給付の概要

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

2 支給要件

次のイ又はロのいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練(注1)を受け、修了した場合であって、支給要件期間(注2)が3年以上(※)のときに、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円)の教育訓練給付金が支給される

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年(適用対象期間の延長(注3)が行われた場合には最大4年)以内にある者。

※ ただし、初めて受給する場合は、当分の間、支給要件期間を1年以上に緩和。

(注1) 雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は7,347講座(平成23年10月1日現在)。

(注2) 「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日以前の期間は、支給要件期間には算入されない。

(注3) 「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数(最大3年間)を加算することができるというもの。

教育訓練給付の支給状況

(単位:人、%、千円)

	受給者数(前年比)	支給金額(前年比)
平成18年度	138,982(△ 12.6)	10,343,182(△ 12.4)
平成19年度	122,721(△ 11.7)	9,027,363 (△ 12.7)
平成20年度	123,866(0.9)	7,422,473 (△ 17.8)
平成21年度	133,598 (7.9)	4,834,347 (△ 34.9)
平成22年度	124,170 (△ 7.1)	4,575,918 (△ 5.3)

平成23年4月	8,948 (△ 19.8)	466,656(△ 11.5)
5月	7,837 (△ 3.2)	305,803 (2.8)
6月	9,106 (1.3)	288,021 (△ 0.6)
7月	9,927 (△ 1.4)	339,769 (△ 5.6)
8月	13,211 (1.3)	470,951 (△ 0.6)

(注1)教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

雇用保険課調べ

「教育訓練給付指定講座」修了者アンケート調査

1 アンケート調査の目的等

(1) 目的

教育訓練給付の対象として指定された講座の修了者に対し、その受講の効果等を調査するために、厚生労働省職業能力開発局において実施。

(2) アンケートの実施時期、対象施設等

実施時期・・・平成23年5月

施設数・・・・・・95施設

講座数・・・・・・154講座

人数・・・・・・7,300名

回収・・・・・・2,373名(回収率32.5%)

※ このアンケート調査は、教育訓練給付を受けている者に限らず、教育訓練給付の対象として指定された講座の修了者全体に対しアンケート調査を行ったものである。

2 アンケート結果について

① 目標資格の取得状況 …… 約7割が資格を取得

	回答者 総数	有効 回答者数	資格を取 得した	受験したが 取得できな かった	受験してい ない	無回答
全体	2,373 (%)	2,367 100.0	1,661 70.2	360 15.2	346 14.6	6

② 受講開始時の状況 … 約5割が就業中

	回答者 総数	有効 回答者 数	就業していた				学生	就業していなかった			無回答
			計	正社員	非正社員、派遣社員	その他の就業（自営業等）		計	求職中	その他（主婦、無職等）	
全体	2,373 (%)	2,369 100.0	1,196 50.5	748 31.6	370 15.6	78 3.3	634 26.8	539 22.8	310 13.1	229 9.7	4

③ 受講の効果

ア ②で「就業していた」と回答した者 … 「円滑な転職に役立つ」が最多

	回答者 総数	有効 回答者 数	処遇の 向上(昇 進、昇 格、資 格手当 等)に役 立つ	配置転 換等により希望 の業務に 従事 できる	社内外 の評価 が高ま る	円滑な 転職に 役立つ	趣味・教 養に役 立つ	その他 の効果	特に効果 はない	無回答
全体	1,196 (%)	1,183 100.0	195 16.5	104 8.8	198 16.7	310 26.2	200 16.9	114 9.6	62 5.2	13

イ ②で「就業していなかった」と回答した者 … 「希望の職種・業界で就職できる」が最多

	回答者 総数	有効 回答者 数	早期に就 職できる	希望の職 種・業界 で就職で きる	より良い 条件(賃 金等)で 就職で きる	趣味・教 養に役 立つ	その他 の効果	特に効果 はない	無回答
全体	539 (%)	531 100.0	80 15.1	240 45.2	50 9.4	94 17.7	49 9.2	18 3.4	8

④ 受講開始後の就職の有無(②で「就業していなかった」と回答した者)

… 約5割が修了後6ヶ月以内に就職

	回答者 総数	有効 回答者数	受講中又は 受講修了後3か 月以内に 就職した	受講修了 後3～6か 月以内に 就職した	受講修了 後6～12 か月以内に 就職した	就職してい ない	無回答
全体	539 (%)	518 100.0	183 35.3	77 14.9	37 7.1	221 42.7	21

⑤ 受講した講座の教材、カリキュラム、指導内容等についての満足度 … 約8割が満足

	回答者 総数	有効 回答者 数	大変満 足	おおむ ね満足	どちらと も言えな い	やや不 満	大いに 不満	平均点	無回答
全体	2,373 (%)	2,366 100.0	701 29.6	1,234 52.2	301 12.7	94 4.0	36 1.5	4.04	7

